

令和 5 年 11 月 1 日

公募公告

内閣府所管国有財産部局長
秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察機動隊庁舎の一部において、有償（価格競争）による国有財産の使用許可を受けて自動販売機を設置する業者について、以下のとおり公募を行う。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名
秋田県警察機動隊庁舎における国有財産の使用許可（自動販売機の設置）の相手方の選定
- (2) 募集者数
自動販売機設置業者 2 社（者）
- (3) 自動販売機設置場所
秋田市新屋勝平台 9 番 1 号
秋田県警察機動隊庁舎 1 階の一部（1 台あたりの面積 1.5㎡）
- (4) 自動販売機の種類及び設置台数
清涼飲料水自動販売機 2 台
詳細については、公募説明書で示す。
- (5) 設置条件等
設置条件等については、公募説明書で示す。
- (6) 設置開始時期
令和 6 年 4 月 1 日

2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 秋田県内に本社、本店、営業所等を有している法人又は秋田県内に居住する個人であること。
- (2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体において、同種業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること。
- (6) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(7) 下記3の公募説明書等を受領した者であること。

3 公募説明書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 令和5年11月1日(水)から令和5年11月16日(木)までの午前9時から午後5時までの間
(行政機関の休日に関する法律に定める休日を除く。)

(2) 交付場所 秋田市山王四丁目1番5号
秋田県警察本部会計課管財係
電話番号 018-863-1111(内線2267) F A X 番号018-824-2303

4 参加申込書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和5年11月16日(木)午後5時まで

(2) 提出場所 上記3(2)の場所

(3) 提出方法 持参又は郵送によるが、郵送の場合であっても期限内必着とする。

5 質問及び回答

(1) 本件に関する質問は、令和5年11月8日(水)午後5時まで上記3(2)の場所に書面で提出すること。

(2) 回答書は、令和5年11月16日(木)までにF A X等により送付する。
また、回答内容は県警ホームページにて公表する。

6 設置業者の選定方法

上記4(1)の提出期限までに参加申込書等の提出があった者のうち、警察学校
国有財産使用許可業者選定委員会において、委員が提出された書類を総合的に審査し、
設置業者を選定する。

詳細については、公募説明書で示す。

7 その他

詳細な事項については、公募説明書による。

その他不明な事項は、上記3(2)の場所に問い合わせること。